



環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎ 40-5559

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を実施します

住宅用太陽光発電システムを設置する方に、費用の一部を補助します。ただし、予算の範囲内での交付となりますので、補助金の合計額が予算額に達したときは申請の受付を中止させていただきます。詳細は環境課までお問い合わせください。

■補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

①市内に居住していること。
(実績報告時において居住している場合を含む)

②電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする)にシステムを設置すること、または建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入すること。

③設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

④市税の滞納がないこと。

■補助金の額

太陽電池の最大出力1kW当たり1万5千円(上限6万円)とし、千円未満の端数は切り捨てる。

■予算額 720万円

■申請受付 4月1日(金) 午前8時30分から

■必要書類

・システムの概要が確認できる書類

・工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し

・市税の滞納がないことを証明する書類

・住民票の写し

・設置承諾書

・その他市長が必要と認める書類

■申請先 必要書類を添えて、環境課まで申請してください。

■注意事項 ①必ず設置工事の着工前またはシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けてください。

交付決定前に工事に着工された場合または引渡しを受けた場合は、補助金の交付が受けられません。

②工事完了日、建売住宅の引渡し日については、次の

とおりです。

○工事完了日

・既築住宅 交付決定日から3か月以内または平成29年3月10日(金)のいずれか早い日まで

・新築住宅 交付決定日から6か月以内または平成29年3月10日(金)のいずれか早い日まで

○建売住宅の引渡し日

交付決定日から3か月以内または平成29年3月10日(金)のいずれか早い日まで

③実績報告書の提出期限は、システムの工事完了日またはシステム付建売住宅の引渡し完了した日から起算して、30日以内または平成29年3月24日(金)のいずれか早い日までになります。

燃やせるごみを減らすためリサイクルできる雑紙の分別にご協力ください

燃やすごみとして出されるものの中には、紙類が多く含まれています。分別するだけで、紙類としてリサイクルでき、大きな減量と資源化につながります。それが、環境への負荷の低減につながる

こととなります。限りある資源を大切に使いましょう。

■対象となる雑紙類(例)

カレンダー、ポスター、はがき、封筒、メモ用紙、パンフレット、プリント、折り紙、画用紙、菓子・食品・ティッシュペーパー・日用品などの紙箱、包装紙・紙袋 等

※「塗りつぶす」「切り取り可燃ごみで出す」などの対応をお願いします。

※シュレッダー化した紙は、半透明か透明のポリ袋に入れて出してください。

■分別対象とならないもの

使用済のティッシュペーパー、食品等で汚れた紙、アルミ箔の紙、防水加工された紙コップ・紙皿、感熱紙、カーボン紙、写真プリント紙、シールの台紙、圧着ハガキ 等、紙ごみは古封筒に入れたり、雑誌に挟むなどして、飛び散らないようにしてください。

